

「小学校・中学校児童生徒就学援助費」のお知らせ

日の出町教育委員会

◎目 的

日の出町では、経済的理由により教育費の支出が困難な家庭に対して義務教育の円滑な実施を図るため教育費の一部について援助をしております。

※この援助費は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を受けることができるよう配慮し、上記学校納付金等に対し、その一部を援助するものであり生活費としての援助ではありません。

1. 就学援助費を受けることができる保護者

- (1) 生活保護法に基づく保護を受けている保護者
- (2) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止の決定を受けている保護者
- (3) 町民税が非課税の家庭
- (4) 個人の事業税または固定資産税の減免を受けている家庭
- (5) 国民年金の掛け金の免除を受けた家庭
- (6) 国民健康保険の保険料が減免または徴収の猶予を受けた家庭
- (7) 児童扶養手当が支給されている家庭
- (8) 当該年度の前年の総収入金額が基準需要額の1.5倍以下の世帯の保護者
- (9) その他、特別な事情で援助を必要とする家庭

※申請された書類に基づき、日の出町教育委員会が審査し、必要に応じ学校長等の意見を聴取しながら認定の審査を行います。なお、(2)～(8)については制限があります。

目安はおおむね次の表のとおりですが、世帯員の構成、年齢等により異なります。

世帯員の人数	世帯員の構成（年齢）	収入の基準額
4 人	父（42）母（37）子（13・9）	世帯の総収入が約370万円以下
3 人	母（35）子（11）子（7）	世帯の総収入が約290万円以下

2. 受けられる援助

学用品費等・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・学校給食費・校外活動費・通学費

※ただし、生活保護法に基づく保護を受けている家庭は、校外活動費(宿泊有)・修学旅行費のみの援助になります。

3. 申請方法

別紙「令和6年度就学援助費申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、

令和6年5月7日(火)までに担当へ提出してください(申請書は1世帯1枚です)。

※提出期限を過ぎた場合でも申請できますが原則、認定が決定した日の属する月の初日からの認定となるため、申請した翌月からの認定となる場合があります。

4. 必要書類

申請理由	必要書類
(1) 生活保護法に基づく保護を受けている保護者	生活保護受給証明書の写し
(2) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止の決定を受けている保護者	
(3) 町民税が非課税の家庭	課税証明書の写し※
(4) 個人の事業税または固定資産税の減免を受けている家庭	減免決定通知書等の写し
(5) 国民年金の掛け金の免除を受けた家庭	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等の写し
(6) 国民健康保険の保険料が減免または徴収の猶予を受けた家庭	国民健康保険税減免決定通知書等の写し
(7) 児童扶養手当が支給されている家庭	児童扶養手当決定通知書
(8) 当該年度の前年の総収入金額が基準需要額の1.5倍以下の世帯の保護者	課税証明書の写し※

※ 令和6年1月1日以降に日の出町へ転入した者のみご提出ください。

- (注)・世帯の収入額が認定倍率を積算する上での基準になるため、所得の申告が必要です。
- ・認定は年度ごとに行います。前年度認定された方についても改めて申請が必要です。
 - ・新入学用品費の入学前支給の申請をした家庭も再度申請が必要です。
 - ・前年度の学校給食費を未納している者については、支給を停止いたします。

5. 認定結果

認定結果については、後日各家庭に通知します。認定されますと就学援助費は、年3回各学期末に支給されます。ただし、転入者についてはこの限りではありません。

(担当)

日の出町教育委員会

学校教育課 指導室 指導・学務係

電話 042-588-5649 (直通)